

てはならない。

第84条 所持品の検査

会社は、機密の保持、貴重品の紛失等の事故を未然に防ぐために必要であると認めたときは、その必要の範囲内で社員の所持品の検査を行うことがある。

- 2 前項に定める所持品検査は、あくまでも同項に定める必要の範囲内で行うものであって、犯罪捜査のために行うものではない。
- 3 会社が所持品検査を行う場合は、その事由を明示した上、当該職場の社員に対して画一的に行うものとし、特定の社員に限って行うことはない。
- 4 社員は、正当な理由がなく前項に定める所持品検査を拒んではならない。

第5章 給与等

第85条 賃金の原則

この給与等の賃金は、正社員・短時間社員（以下「社員」という）の労働の代償として支払われるもの定める。したがって、社員が労働しないときは別段の定めによる場合のほかは賃金を支払わない。法定労働時間を超える労働については、指揮命令をした時のみ、割増賃金を支払う。尚、嘱託社員・契約社員・パート社員についての賃金については、個別の労働条件通知書又は、雇用契約書にて定める。

第86条 賃金等の構成

賃金の構成は次のとおりとする。



- 2 前項に定める基準内賃金とは割増賃金の計算の基礎とし、基準外賃金は割増賃金の計算の基礎としない賃金とする。

第87条 賃金の支払方法

賃金は、全額通貨で直接社員に支払う。ただし、社員の同意により社員が希望する金融機関等の口座（本人名義口座に限る）への振込により支払う。

- 2 前項の規定にかかわらず、退職時のほか会社が特に必要と認める場合には本人指定金融機関等の口座への振込によらず、直接手渡しにより支払う。

第88条 賃金の控除

次に掲げるものは、賃金から控除する。

- (1) 源泉所得税
 - (2) 住民税(市町村民税および都道府県民税)
 - (3) 健康保険料(介護保険料を含む)および厚生年金保険料の被保険者負担分
 - (4) 雇用保険の保険料の被保険者負担分
 - (5) 社員代表との書面協定により賃金から控除することとしたもの
- 2 休職期間中など、支払われる賃金の総額が控除すべき金銭の金額を下回る場合、社員はその差額について控除すべき月の末日までに、会社に支払わなければならない。
- 3 前項の支払いについて、原則として会社が指定する銀行口座に振込むこととする。

第89条 賃金の計算期間および支払日

賃金は、毎月1日から末日までの分について、翌月25日に支払う。ただし、賃金支払日が金融機関の休日にあたる場合は、その前日に支払う。

- 2 前項の定めにかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、社員(本人が死亡したときはその者の収入によって生計を維持されていた者)の請求により、賃金支払日以前であっても既往の労働に対する賃金を支払う。
- (1) 本人の死亡、退職、解雇のとき
 - (2) 本人またはその収入によって生計を維持する者の出産、疾病、災害、婚礼または葬儀など臨時の費用に充てるとき
 - (3) 本人またはその収入によって生計を維持する者がやむを得ない事由により1週間以上にわたって帰郷するとき
 - (4) その他特別の事情がある場合であって、会社が必要と認めたとき

第90条 端数処理

賃金の計算を行う場合、計算の途中および最終計算において生じた1円未満の端数は、すべて1円に切り上げる。

第91条 欠勤、または計算期間中の途中の入退社等の扱い

欠勤、または計算期間中の途中の入退社等については、1日あたりの賃金額に欠勤、計算期間中の途中の入退社による不就労日数を乗じた額を差し引くものとする。欠勤・計算期間中の途中の入退社等の控除額は、次の算式による。

$$\frac{\text{基本給} + \text{役職手当} + \text{技術手当}}{\text{該当月の要出勤日数}} \times \text{不就労日数}$$

第92条 遅刻、早退および私用外出等の扱い

遅刻、早退および私用外出等については、原則として1時間あたりの賃金額に遅刻、早退、私用外出等による不就労時間数を乗じた額を差し引くものとする。

$$\frac{\text{基本給} + \text{役職手当} + \text{技術手当}}{\text{該当月の要出勤時間数}} \times \text{不就労時間数}$$

第93条 休暇休業等の賃金

年次有給休暇および就業規則第55条(特別休暇)に定める休暇期間中は、所定労働時間労働したときに支払われる通常の賃金を支払う。

2 次の休暇および休業期間等は無給とする。

(1)産前産後休業

(2)育児・介護休業規程による休業、休暇等

(3)育児時間

(4)生理休暇の日または時間

(5)母性健康管理のための休暇等の時間

(6)裁判員休暇

(7)公民権行使の時間

(8)就業規則第25条(休職期間とその取扱い)に定める休職期間、ただし出向による休職は除く

3 会社の責めに帰すべき事由により、休業したときは、休業手当を支給する。休業手当の額は、1日につき平均賃金の6割とする。

第94条 基本給

(1)正社員

基本給は、月給とし、本人の能力、経験、技能、作業内容などを勘案して各人毎に決定する。

(2)短時間社員

基本給は、月給日給又は時給計算とし、本人の能力、経験、技能、作業内容などを勘案して各人毎に決定する。

第95条 役職手当

役職手当は、本人の能力、経験、技能、作業内容などを勘案して各人毎に決定する。

第99条に定めるところにより、固定残業代とする。

第96条 技術手当

役職手当は、本人の能力、経験、技能、作業内容などを勘案して各人毎に決定する。

第99条に定めるところにより、固定残業代とする。

第97条 業務手当

役職手当は、本人の能力、経験、技能、作業内容などを勘案して各人毎に決定する。

第99条に定めるところにより、固定残業代とする。

第98条 通勤手当

通勤に電車、バス等の交通機関を利用する社員に対しては、通勤経路による片道2km以上の場合、通勤に係る実費として1か月定期代相当額の通勤手当を支給する。ただし、通勤の経路および方法は、最も合理的かつ経済的であると会社が認めたものに限ることとし、25,000円を限度額とする。

2 通勤手当は、支給事由が発生した月から、支給事由が消滅した月まで支給するものとする。

3 前項にかかわらず、1日も就労していない月については、通勤手当は支給しない。また、入退社等の理由により就労日数が1か月に満たない場合は、往復運賃に就労日数を乗じた額と1か月の通勤定期代を比較し、金額が少ない方を支給する。

4 通勤経路を変更するときおよび通勤距離に変更が生じたときは、すみやかに会社に届け出なければならない。

5 前項の届出を怠ったとき、または不正の届出により、通勤手当を不正に受給したときは、その返還を求め、就業規則に基づき懲戒処分を行うことがある。

第99条 固定残業手当(役職手当・技術手当・職務手当)

役職手当・技術手当・職務手当は、時間外労働手当、休日労働手当、深夜労働手当の固定割増賃金として支払う。

- 2 固定割増賃金の算定基礎となる時間外労働時間、休日労働時間、深夜労働時間については、個別に定め、本人に通知する。
- 3 前項に定める役職手当・技術手当を支給された社員において、前項の固定割増賃金の額を超えて、割増賃金が発生した場合には、別途、その差額を割増賃金として支払う。

第100条 割増賃金(時間外労働手当、休日労働手当、深夜労働手当)

割増賃金(時間外労働手当、休日労働手当、深夜労働手当)は、次の算式により計算して支払う。

- (1) 時間外労働手当(法定労働時間を超えて労働させた場合)

$$\frac{\text{基準内賃金}}{1\text{か月平均所定労働時間}} \times 1.25 \times \text{法定時間外労働時間数}$$

- (2) 休日労働手当(法定の休日に労働させた場合)

$$\frac{\text{基準内賃金}}{1\text{か月平均所定労働時間}} \times 1.35 \times \text{法定休日労働時間数}$$

- (3) 深夜労働手当(午後10時から午前5時までの間に労働させた場合)

$$\frac{\text{基準内賃金}}{1\text{か月平均所定労働時間}} \times 0.25 \times \text{深夜労働時間数}$$

第101条 賃金の改定

基本給について、毎年4月1日に技能、勤務成績が良好なものについて行うこととする。ただし、景気変動などのため会社業績が思わしくない場合は支給しないことがある。

- 2 昇給は、育児休業または介護休業の期間中は行わないものとし、復職後の昇給において休業前の勤務実績等を加味して調整する。
- 3 前項のほか、特別に必要があるときは、臨時に賃金の改定を行うことがある。

第102条 賞与

会社は、毎年6月と12月に会社の業績を考慮した上、社員の過去1年間の勤務成績などに応じて賞与を支給する。ただし、会社業績の著しい低下その他やむを得ない事由がある場合には、支給時期を延期し、または支給しないことがある。

- 2 賞与の額は、社員本人の能力、勤務成績、勤務態度、出勤状況を評価した結果と会社業績を考慮してその都度決定する。
- 3 前項の評価対象期間は次のとおりとし、支給日当日に会社に在籍し、かつ評価対象期間に通常に勤務していた者について支払うこととする。ただし、算定対象期間中に育児休業または介護休業をした期間が含まれる場合には、出勤日数により日割りで計算した額を支給する。

賞与支給月	評価対象期間
6月	前年12月1日から当年5月31日
12月	当年6月1日から当年11月30日

第103条 定年退職者の扱い